

第11次東根市交通安全計画（概要版）

第11次交通安全計画の概要

【位置付け】 交通安全対策基本法（第26条第1項）及び東根市交通安全条例（第5条第2項第1号）の規定により、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、政府作成の第11次交通安全基本計画（R3年3月策定）及び山形県作成の第11次山形県交通安全計画（R3年9月策定）に基づき、東根市交通安全対策会議が作成する東根市交通安全計画（R4年3月策定予定）

【期間】 期間は令和4年度から8年度までの5年間

【基本理念】 ○交通事故“0（ゼロ）”の安全・安心な東根市を目指す ○「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進する ○誰もが安心して安全に移動できる社会の構築を目指す

【第10次交通安全計画の検証】

◎第10次計画の目標 年間死者数1.3人以下 年間死傷者数260人以下

◎結果 目標を達成 (単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
死者数	2	1	0	0	1	1
死傷者数	351	329	263	214	177	200

◎課題 ・国道、県道等の幹線道路での事故の割合が高い（全事故の60%、死亡事故の75%）
・高齢者が関連する事故を減少させることが必要（被害の約20%、ドライバーの23%が高齢者）

1 道路交通の安全

(1) 目標

- ① 年間死者数 1人以下（県の第11次交通安全計画の目標値24人の概ね4.46%以下）
- ② 年間重傷者数（最終年）12人以下（県の第11次交通安全計画の目標値280人の概ね4.46%以下）
（令和4年を16人以下とし、毎年1人ずつ減少させる）

※死者：交通事故によって、事故発生後24時間以内に死亡した者

重傷者：交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する者

(2) 対策

【4つの視点】

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 生活道路及び幹線道路における安全確保
- 4 地域が一体となった交通安全対策の推進

【5つの重点事項】

- 1 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進
- 2 交差点での交通事故防止対策の推進
- 3 生活道路及び幹線道路における交通事故防止対策の推進
- 4 冬道及び夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
- 5 衝突時の被害軽減対策の推進

【6つの柱】

- 1 交通安全思想の普及徹底
- 2 道路交通環境の整備
- 3 車両の安全性の確保
- 4 道路交通秩序の維持
- 5 救急・救助活動の充実
- 6 交通事故被害者等支援の推進

(3) 主な施策

1 交通安全思想の普及徹底

- 心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育
- 参加・体験・実践型の教育方法を活用した効果的な交通安全教育の推進
- ◎全年齢層における「交通安全ありがとう運動」等の推進のための関係機関、団体と連携した普及啓発
- 行政、民間団体、企業と地域が連携して、交通弱者を守るための交通安全対策の推進
- 職場・家庭から展開する飲酒運転撲滅のための啓発・普及活動
- ◎自転車の安全利用のためのヘルメット着用や損害賠償責任保険等への加入の促進 など

2 道路交通環境の整備

- 子どもや高齢者、障がい者等のための「人優先」の安全・安心な歩行空間の整備
- 国道・県道等幹線道路等における安全施設の整備
- 地域ぐるみでの危険箇所点検などの安全対策の実施
- 事故発生箇所における重点的な対策による再発の防止 など

3 車両の安全性の確保

- ◎自動車の検査及び点検の充実、自転車の安全性の確保 など

4 道路交通秩序の維持

- 地域ぐるみでの道路交通秩序維持のための環境づくり など

5 救急・救助活動の充実

- 消防機関等の救助体制の整備、AED設置促進 など

6 交通事故被害者等支援の推進

- 被害者等支援対策の充実 など

◎は本計画から追加・拡充した項目

2 踏切道における交通の安全

(1) 年間目標：踏切事故件数ゼロ

(2) 対策

- 踏切道の利用状況や環境を勘案した改良等の推進
- 踏切道通行者に対する交通安全意識・緊急措置などの周知・広報
- 道路管理者と連携した冬季間の対策の推進